

令和 5 年第 3 回中津川市議会(定例会)

議 員 提 出 議 案

令和 5 年 6 月 26 日

議第73号

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書についてを提出するため、次のとおり決議する。

令和5年6月26日提出

提出者 中津川市議会議員 水野 賢一

賛成者 中津川市議会議員 長谷川 透

賛成者 中津川市議会議員 鷹見 憲三

賛成者 中津川市議会議員 櫛松 直子

賛成者 中津川市議会議員 田口 文数

賛成者 中津川市議会議員 木下 律子

賛成者 中津川市議会議員 島崎 保人

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

森林環境譲与税は、温室効果ガス排出削減や自然災害の防止等を図るため、森林整備等に必要となる地方財政を安定的に確保する観点から創設され、令和元年度より地方自治体への譲与が開始された。

市町村における譲与税の使途は、森林整備、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発等となっており、市町村に対する譲与の配分基準は、私有林人工林面積に対し総額の10分の5、林業就業者数に対し10分の2、人口に対し10分の3となっている。

その結果、人口の差による配分への影響は大きく、大都市に対する配分額が高くなる仕組みとなっているとともに、森林面積が少ない市町村ほど事業規模も小さく、基金への積み立てが多い傾向が見受けられる。

一方、森林を抱える山間部の市町村では、森林経営管理制度に基づく取り組みを進めてきた結果、森林所有者への意向調査が進展し、森林整備が本格化してきていることや、森林資源が本格的な利用期を迎える中、主伐が増えており、その後の再造林が喫緊の課題となっている。

また、近年、気候変動の影響により災害が激甚化しており、山の防災対策としての森林整備が待ったなしの状況となっていることから、当市においても森林整備の財源がこれまで以上に必要となっている。

よって、国におかれては、森林環境譲与税の創設経緯や目的に鑑み、譲与基準の在り方について検討し配分方法を見直すことで、森林が多い山間部の市町村に森林環境譲与税が多く譲与されることを、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年6月26日

中津川市議会